

西三河8市町は

個人住民税の特別徴収を徹底しています

～個人住民税は給与からの天引きで～



西三河8市町（**岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町**）は、原則として全ての事業所に特別徴収義務者の指定を実施しています。事業主の方は、ご理解とご協力をお願いします。

個人住民税の特別徴収とは

事業所（給与支払者）が、毎月受給者（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、受給者に代わって市町村へ納入していただく制度です。

法令等（※注）により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収を行っていただくこととされています。

（※注） 地方税法第41条、第321条の3、第321条の4第1項及び第328条の5第1項並びに税条例

対象事業所

対象となる事業所は、**他の市町村を含む受給者総人員（正社員、契約社員、役員、パート、アルバイトなど雇用形態は問いません）の総数が3名以上の事業所**です。ただし、以下のいずれかの理由に該当する受給者のみ、普通徴収（個人で納付）に切り替えることができます。

- 普A 受給者総人員（役員等を含む）が2名以下（普B～普Fの理由で普通徴収とする者を除く）の事業所の給与所得者
- 普B 他の事業所で特別徴収を実施する乙欄該当者
- 普C 毎月の給与が少なく指定された税額を天引きできない者
- 普D 給与の支払が不定期な者（給与の支払のない月がある者）
- 普E 個人事業主の専従者
- 普F 退職者・休職者または指定年度の5月末日までに退職予定・休職予定の者

個人住民税の特別徴収について

【特別徴収義務者となる事業主の方】

個人住民税の税額の計算は市町村が行い通知しますので、所得税のような税額計算や年末調整をする手間はかかりません。従業員が常時10名未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度（納期の特例）もあります。

【特別徴収の対象となる従業員の方】

納税のために金融機関へ出向く手間が省けるとともに、納め忘れの心配がなくなります。

普通徴収の納期は年4回であるのに対し、特別徴収は年12回に分割して毎月の給与から徴収となるため、1回あたりの負担が少なくてすみます。

お問合せ先

岡崎市 市民税課	0564-23-6081	碧南市 税務課	0566-95-9878	刈谷市 税務課	0566-62-1205
安城市 市民税課	0566-71-2214	西尾市 税務課	0563-65-2124	知立市 税務課	0566-95-0116
高浜市 税務グループ	0566-52-1111(代表)	幸田町 税務課	0564-62-1111(代表)		

特別徴収 Q & A

Q1 個人住民税の「特別徴収」とはどのような事務ですか？

A1 毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を6月から翌年5月までの毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各受給者の住所地の市町村へ納入していただきます。

Q2 どうして西三河8市町で実施しているのですか？

A2 愛知県内では、平成28年度に東三河8市町村が同様の宣言を行うなど、およそ半数の市町村で実施されております。また、特別徴収推進の動きは全国的に広がっており、東京都は平成29年度、大阪府は平成30年度に実施しています。（※平成31年度までに39都道府県で実施予定。）西三河8市町においても、法令の遵守と納税の公平性を図るため、実施することになりました。

Q3 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A3 「事務の増加」「人手が足りない」「従業員の出入りが多い」などの理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。所得税や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用環境の一つとしてご理解願います。

Q4 従業員（受給者）から普通徴収にしてほしいといわれているのですが。

A4 受給者本人の希望などにより特別徴収を拒むことは認められていません。

Q5 2か所以上の事業所に勤務している従業員（受給者）はどうなりますか？

A5 原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収事業所として指定されます。しかし、その他就職日、前年実績等からも判断しますので、5月中に送付される税額通知書にてご確認ください。

Q6 特別徴収義務を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか？

A6 特別徴収義務者として指定された事業者が特別徴収事務を放棄し、滞納となった場合は、事業者に対して納期限後に督促状が発送されます。なお、督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行う事があります。また受給者が納税証明等を取得できない等の不利益を被ることがあります。

Q7 毎月、個人住民税を納入するのは面倒なのですが、何か方法はありますか？

A7 受給者総人員が常時10人未満の事業所であれば、市町村に申請し承認を受けることで年12回の納期を年2回（12月・6月）にすることができます。6月から11月までの天引きした税額を12月10日までに、12月から翌年5月までの分については、翌年6月10日までにそれぞれ納入することになります。（納期の特例）

Q8 所得税が発生しなければ、個人住民税も発生しませんか？

A8 税額の計算が異なるため、所得税が発生しなくても個人住民税は発生する場合があります。

Q9 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですが。

A9 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預かり金であり、事業資金ではありませんので、必ず期日までに各市町村に納入してください。なお、不正に事業資金に使用し、納入しない場合は脱税の罪（10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科されることがあります。）に問われることもありますのでご注意ください。

Q10 新たに（6月支給の給与から）特別徴収を開始するにはどのような手続きが必要ですか？

A10 毎年1月末日までに、受給者が1月1日現在住んでいた市町村へ給与支払報告書を、特別徴収対象者と普通徴収対象者に分けてご提出ください。

Q11 4月1日には在職していませんでしたが、その後就職した受給者がいる場合、年度途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

A11 対象となる受給者の1月1日現在の住所地の市町村に特別徴収への切替依頼書を提出していただければ、年度途中からでも特別徴収に切り替えることができます。